

証明オンライン手続きのご案内

令和5年11月20日
在ポートランド領事事務所

令和5年（2023年）11月28日午前0時（日本時間午後5時）から、各種証明（一部の証明を除く）の申請手続きについて、従来の窓口での申請に加えオンラインでの申請が可能となります。また、オンライン申請を利用された方に限り、領事手数料をオンライン決済（クレジットカード／デビットカード）することが可能となります（注：引き続き、現金で納付することも可能です）。

なお、オンラインで申請した証明の受取に際しては、オンライン申請時にアップロードした書類の原本を持参の上、ご来館いただく必要がありますのでご注意ください。

1 オンライン申請の対象となる証明

オンライン申請の対象となる主な証明は以下のとおりです。その他対象となる証明の種類については申請画面よりご確認ください。なお、署名（及び拇印）証明については来館の上、申請が必要となります。

- 在留証明
- 身分事項に関する証明（出生証明、婚姻証明等）※死亡証明は除く
- 戸籍記載事項証明
- 旅券所持証明
- 自動車運転免許抜粋証明

2 オンライン申請の流れ

申請から交付までの流れは以下のとおりです。

- (1) オンライン在留届（ORR ネット）にログインする。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※オンライン在留届を未提出の方は、先に登録をお願いいたします。過去に紙媒体で在留届を提出している方は、オンラインにて再登録のうえ、当事務所までその旨Eメールにてお知らせください。

- (2) オンライン在留届（ORR ネット）の画面に表示された「旅券・申請のオンライン申請を行う」から手続きを開始する。

(3) 申請情報の入力及び疎明資料をアップロードする。

※申請に必要な書類は以下のURLをご確認ください。

https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_shomei.html

(4) 当事務所から審査完了（及びオンライン納付案内）をメールで送信。

※申請手続きが終了しましたら、こちらから案内します。なお、オンライン納付を希望される場合は、来館までにオンライン納付専用サイトにカード情報を登録してください。オンライン納付方法は下記「4 クレジットカードによる手数料のオンライン決済」をご参照ください。

(5) 疎明書類の原本を持参し来館の上、証明書の受領及び手数料の納付を行う。

※オンライン決済専用サイトにて手数料支払いのためにカード情報を登録された方は、交付時にカード決済が行われます。

申請の操作マニュアル及び解説動画

オンライン申請の手続方法は以下の操作マニュアル及び解説動画をご確認ください。

●操作マニュアル

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/manual/shomei_online_manual.pdf

●解説動画

<https://www.youtube.com/watch?v=1ae0GPu9h-o>

3 必要書類について

(1) オンライン申請に際して、システム上に疎明資料（パスポート、住所立証書類、滞在許可が確認できる書類等）をアップロードしていただく必要があります。

各証明の申請に必要な書類については以下のURLをご確認ください。

https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_shomei.html

審査において、疎明資料の不足又は不備が判明した場合にはメール等でご連絡させていただきます（システム上において再度アップロードいただくことがあります）。

(2) 「申請書」及び「証明願」につきましては、システム上で同内容を入力いただきますので、提出（アップロード）は不要です。

4 クレジットカードによる手数料のオンライン決済

オンライン申請を行った場合の手数料のお支払いについては、日本円によるオンライン決済（クレジットカード／デビットカード）または、当事務所窓口で証明を受け取る際に現金（US\$）でお支払いが可能です。なお、当事務所窓口で申請を行った場合のお支払いは現金のみとなります。

（１）オンライン決済

オンライン決済によるお支払いの場合、手数料は当事務所への直接納付ではなく、指定代理業者を通じた日本での納付となります。このため、当事務所から領収書やレシート等の支払いを証明する書類は発行できません。クレジットカード会社が発行する利用明細等をご利用ください。オンライン納付をご希望の場合、当事務所来館前までにカード情報の登録を行ってください。当事務所での申請審査終了後、クレジットカードの有効性を確認します。証明の交付時にクレジットカードへの領事手数料のチャージを行います。カード情報の登録から決済までの間に利用額超過、クレジットカード会社による不正利用疑いに対する緊急保護措置等のため、交付当日に決済が行えない場合、現金またはその他カードによる支払いに変更することも可能です。利用カードを変更される場合、再度、オンライン上でカード情報の登録から行って頂く必要があります。交付までにお時間を要する場合がありますので予めご了承願います。

○利用可能なクレジットカード

VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESS、DINERS、JCB

○利用可能なデビットカード

VISA 又は MASTER がついているものに限られます。

（２）オンライン決済手数料

オンライン決済にかかる手数料は無料です。ただし、日本以外で発行されたカードをご利用の場合は、カード会社により、別途、手数料が発生する場合があります。

（３）現金納付

当事務所窓口で現金にて支払う場合は US ドルのみとなります。

手数料は以下の URL をご確認ください。

https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00035.html

現金で支払いを行った場合には当事務所から領収書が発行できます。

5 交付までの所用日数

- (1) 証明の交付日は当事務所での審査が完了し、審査完了のメールが送付された後に確定します（受付完了のメールとは異なります）。申請受付後、審査完了まで概ね5開館日を要します。書類に不備・不足があった場合は更に審査に時間を要することがあります。なお、当事務所窓口で申請した場合、申請内容に問題がなければ、在留証明は当日中、その他証明は翌開館日後を目安として交付しております。お急ぎの方については、ご来館の上、申請頂くことをお勧めします。
- (2) 申請後7開館日を経過しても審査完了のメールが届かない場合は、お手数ですが迷惑フォルダ等に当事務所からのメールが届いていないかをご確認いただいた上で、電話又はメールにてお問い合わせください。

6 証明書の交付について

- (1) 当事務所から審査完了のメールが届いた後に証明書の受け取りが可能となります。
- (2) オンライン申請時にアップロードいただいた疎明資料（戸籍謄本、運転免許証、パスポート等）の原本をご持参の上、当事務所までお越しく下さい。
なお、交付時に疎明書類の提出または提示ができない場合は、証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

7 審査終了及び申請の取り消しについて

- (1) オンライン申請後、当事務所からの照会や追加書類の提出依頼へのご対応がないまま3か月経過した場合は審査が終了となり、改めて申請からやり直して頂きますのでご了承ください。
- (2) 審査完了後、270日（約9か月）経過しても、証明書の引き取りがない場合は申請が自動的に取り消されますので、審査完了のメールが届きましたらお早目にお引き取りをお願いいたします。

8 対応言語

現在、オンライン申請・納付システムの対応言語は日本語のみとなります。

9 お問い合わせ先

在ポートランド領事事務所 領事班

・ E-mail でのお問い合わせ : ryojiportland@se.mofa.go.jp

・ 電話でのお問い合わせ : +1 (503) 221-1811

※申請済の場合は受理番号及び申請者名もあわせてお知らせください。

※メールでのお問い合わせに対し、お電話で回答する場合がございますのでお名前、お電話番号もお知らせください。

※申請に必要な疎明書類は必ずシステム上でアップロードしてください。疎明書類を上記メールアドレスに送付いただいても受付ができませんので、ご了承ください。